

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

## 事業名【新】犬猫へのマイクロチップ装着推進事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

福祉部 生活衛生課 乳肉・動物指導係 電話番号：058-272-1111(内2584)

E-mail：c11222@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,855 千円 (前年度予算額： 0 千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	6,855	0	0	0	0	0	0	0	6,855
決定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 2 要 求 内 容

## (1) 要求の趣旨(現状と課題)

令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正において、動物取扱業者から販売される犬猫は全てマイクロチップの装着及び情報登録が義務化された(令和4年6月施行)。また、同法において一般の飼い主は、所有する犬猫へマイクロチップを装着するよう努めることとされている。なお、県では例年およそ1,000頭の犬猫を譲渡しており、業者からの購入の他に、県民が犬猫を入手する際の選択肢として、県が保護・収容した犬猫を譲り受けることが一般化している。

犬猫へのマイクロチップ装着は、個体識別、迷子及び逸走動物の返還、所有者責任の明確化、適正飼養の推進並びに逸走防止対策を目的としている。県は、動物の適正な飼養管理を推進する役割を担っており、マイクロチップ装着に関して指導及び助言をする立場であることから、県から譲渡する全ての犬猫へのマイクロチップ装着費用を助成するとともに、その情報登録を飼い主に確実に行わせるため、譲渡ボランティアの登録費用の助成及び登録手続きの補助を行う。

なお、県では動物愛護センターから譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着は平成26年度から実施しており、保健所から譲渡する犬猫にも拡大するものである。

## (2) 事業内容

ア 保健所から譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着費の助成

(装着は県獣医師会に委託)

イ 保健所から譲渡を受けたボランティアの登録費用の助成及び手続きの補助

### (3) 県負担・補助率の考え方

県はマイクロチップ装着に関して指導及び助言をする立場であることから、県から譲渡する全ての犬猫へのマイクロチップ装着費用を県が負担することは妥当である。

また、譲渡ボランティアは犬猫の一時的な所有者であり、そこから譲渡を受けた飼い主に情報登録を確実に行わせる必要があること、譲渡ボランティアは県の譲渡活動の一端を担っていることから、登録手続きの県負担は妥当である。

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託費	6,061	マイクロチップ装着費助成
役員費	422	譲渡ボランティアのマイクロチップ登録手数料、手続きにかかる郵送費
その他	372	マイクロチップリーダー購入費
合計	6,855	

### 決定額の考え方

全頭装着の必要性が不明確なことから計上を見送ります。

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき策定した「岐阜県動物愛護管理推進計画」において、マイクロチップの普及を課題としている。

### (2) 国・他県の状況

環境省は国内にいる全ての犬猫にマイクロチップの装着を推進することが望ましいとの見解を示している。

令和3年度時点で、47都道府県のうち32都府県が譲渡犬猫へマイクロチップを装着しており、うち26都府県はマイクロチップ装着の促進のためとして装着にかかる手数料を徴収していない。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input checked="" type="checkbox"/> 新規要求事業
<input type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
令和12年度までに犬猫の引取り等数をH16年度比で85%削減する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R12)	達成率
① 犬及び猫の引取り頭数の85%削減	6,112頭 (H16)	2,307頭	2,155頭	2,000頭	916頭	73%
② 家庭で飼養できる犬及び猫の殺処分率50%以下	877頭 (H30)	259頭	225頭	200頭	438頭	141%

### ○指標を設定することができない場合の理由

### （これまでの取組内容と成果）

令和2年度	
令和3年度	
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3 : 増加している 2 : 横ばい 1 : 減少している 0 : ほとんどない</li> </ul>	
(評価) 3	動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、全ての犬猫へのマイクロチップ装着を推進することとなった。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3 : 期待以上の成果あり 2 : 期待どおりの成果あり 1 : 期待どおりの成果が得られていない 0 : ほとんど成果が得られていない</li> </ul>	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか) 2 : 上がっている 1 : 横ばい 0 : 下がっている</li> </ul>	
(評価)	

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 装着したマイクロチップの飼い主情報登録を確実に行わせること。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 保健所から犬猫の譲渡を行う限り、譲渡する犬猫へのマイクロチップ装着は継続すべき。</li> </ul>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】